昭和二十五年農林省・運輸省令第六号

林組合法による倉荷証券発行の許可等に関農業協同組合法、水産業協同組合法及び森

条第一項及び第百条第一項の規定を実施するた め、水産業協同組合法による倉荷証券発行の許可 等に関する省令を次のように定める。 十二号)第十二条、第九十二条第一項、第九十六 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百 (同法第百九条第一項において準用する場合を和五十三年法律第三十六号) 第十五条第一項て準用する場合を含む。) 又は森林組合法(昭 交通大臣(以下「主務大臣」という。)に提出 許可申請書正副各一通を農林水産大臣及び国土 る。) は、次の事項を記載した倉荷証券発行の くは森林組合連合会(以下「組合」と総称す 組合連合会、水産業協同組合又は森林組合若し 請しようとする農業協同組合若しくは農業協同 含む。)の規定により倉荷証券発行の許可を申 項、第九十六条第一項及び第百条第一項におい 組合法第十二条第一項(同法第九十二条第一 三十二号)第十一条の十三第一項、水産業協同 するものとする。

- 組合の名称及び住所
- るものとする。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付す 申請の理由
- 次の事項を記載した事業計画 倉庫の概要(第一号様式による。 事業所の名称及び所在地
- 名称及び所在地
- 面積又は容積
- 構造
- (四) 所有庫、 借庫等の
- (五) 保持温度 冷凍施設を有する倉庫にあつては最低
- 倉庫の証券発行、非発行の別
- (七) 保管すべき物品の種類
- 次の事項を記載した倉庫保管約定書 倉荷証券のひな型
- 業務内容に関する事項 寄託の引受けに関する事項

- 受寄物の入庫、保管及び出庫に関する
- 受寄物の損害保険に関する事項
- 受寄物に対する責任及び免責に関する
- 受寄物の損害賠償に関する事項
- 料金の収受に関する事項
- 倉荷証券に関する事項
- その他倉庫保管約定の内容として必要な

三 その他の書類

- 最近の事業年度における貸借対照表、 定款の写し及び登記事項証明書
- 益計算書、損益処分表及び事業報告書 損
- 代表役員の履歴書
- 年間の保管事業の収支予算表
- 倉荷証券を発行しようとする倉庫の仕様 、構造図及び附属設備概要説明書
- 取図及び面積を記入した図面並びに付近の見及び面積を記入した図面並びに付近の見るが正常を発行しようとする倉庫の配置
- (事業計画等の変更届出) 保管事業以外の事業の概要説明書
- 第二条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、事 業計画等変更届出書正副各一通を、変更期日の をしようとする場合は、次の事項を記載した事 業計画書又は倉庫保管約定書の記載事項の変更 十五日前までに主務大臣に提出するものとす
- 組合の名称及び住所
- 変更を必要とする理由
- 2 るものとする。 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付す 変更期日
- 置及び面積を記入した図面並びに付近の見の仕様書、構造図、附属設備概要説明書、配 次のいずれかに該当する場合は、当該倉庫
- し又は大修繕しようとするとき。 現に倉荷証券を発行している倉庫を改造 新たに倉荷証券を発行する倉庫を新設 買収し又は借庫しようとするとき。
- 倉荷証券の様式を変更しようとする場合 を発行する倉庫にしようとするとき。 倉荷証券非発行の倉庫を新たに倉荷証券 新旧倉荷証券のひな型

- は、新旧倉庫保管約定書 倉庫保管約定書を変更しようとする場合
- 第三条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、次 提出するものとする。 (定期報告書の提出) |掲げる書類正副各一通を遅滞なく主務大臣に
- 出庫高及び期末保管残高報告書(第二号様式 る。次号において同じ。)の受寄物入庫高、 を起算月とする毎三箇月を一の四半期とす 倉荷証券を発行する倉庫の毎四半期(四月
- 二 倉荷証券の毎四半期の発行高、回収高及び (臨時報告書の提出) 期末流通高報告書 (第三号様式による。)
- 第四条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、次 その旨を記載した臨時報告書正副各一通を遅滞 の各号のいずれかに該当する場合においては、 なく主務大臣に提出するものとする。
- 組合の名称又は住所を変更したとき。
- 更をしたとき。 会員の資格又は出資に関する事項について変 定款中組合の地区、事業、組合員若しくは
- 五四 保管事業の全部又は一部を廃止したとき。 代表役員を変更したとき。
- 2 前項の報告書には、左に掲げる書類を添附す の他重大な事実が発生したとき。 保管事業に関して重要な訴訟事件の発生そ
- るものとする。 組合の名称又は住所を変更したときは登記
- 事項証明書
- (倉庫の施設及び設備の基準) 代表役員を変更したときはその履歴書 定款を変更したときは行政庁の認可書写
- 第五条 農業協同組合法第十一条の十三第四項 水産業協同組合法第十二条第四項(同法第九十 項において準用する場合を含む。)及び森林組 **倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第** いて準用する場合を含む。)において準用する 合法第十五条第五項(同法第百九条第一項にお 二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一 十二条の倉庫の施設及び設備の基準は、 おりとする。 次のと
- じ、適当な強度を有すること。 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応
- 消火器具を整備する等有効な防火措置が講じ じ、耐火構造若しくは防火構造を有し、又は てあること。 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応

- 三 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応 備する等有効な盗難防止措置が講じてあるこ へい、さく、照明装置又は非常ベルを整
- 四 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応 防止措置が講じてあること。 じ、風水害、ぬれ損、そ害等に対して有効な
- Ŧi. 持温度が維持できるように有効な措置が講じ てあること。 冷凍施設を有する倉庫については、最低保
- 第六条 農業協同組合法第六十八条、第七十条第 する場合を含む。)若しくは第九十一条の二第九十六条第五項及び第百条第五項において準用組合法第七十二条(同法第九十二条第五項、第一項若しくは第七十条の五第一項、水産業協同 荷証券発行の許可承継届出書正副各一通を主務 発行の許可に基づく権利義務を承継した組合 百八条の三第一項、第百八条の八第一項若しく する場合を含む。)、第八十八条の六第一項、第第八十七条(同法第百九条第五項において準用 を含む。次項において同じ。)又は森林組合法 大臣に提出するものとする。 は、当該承継後遅滞なく次の事項を記載した倉 は第百八条の十六第一項の規定により倉荷証券 (倉荷証券発行の許可に基づく権利義務の承継) 項(同法第百条第五項において準用する場合 ており、かつ、高潮等による貨物の流失を防周囲が築堤その他の工作物をもつて防護され 止するための有効な措置が講じてあること。 水面を保管の用に供する倉庫については、
- 承継する保管事業の範 承継組合及び被承継組合の名称及び住所
- 承継を必要とする理由
- 承継の時期
- 2 るものとする。 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付す
- じ。)に関する行政庁の認可書の写し 又は新設分割(農業協同組合法第七十条の三八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。) 定による権利義務の承継をいう。)、吸収分割一項又は森林組合法第百八条の三第一項の規 に規定する新設分割をいう。次号において同第一項又は森林組合法第百八条の十二第一項 第一項、水産業協同組合法第九十一条の二第 (森林組合法第八十八条の二第一項又は第百 合併、 . 包括承継(農業協同組合法第七十条
- 二 第一条第二項第三号イ及びロに掲げる書 (合併又は新設分割によつて成立した組合に

(身分を示す証票)

第七条 農業協同組合法第十一条の十三第四項 式による。 倉庫業法第二十七条第二項の証票は、第四号様 いて準用する場合を含む。)において準用する合法第十五条第五項(同法第百九条第一項にお項において準用する場合を含む。)又は森林組 水産業協同組合法第十二条第四項(同法第九十 一条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一

附則

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和三一年一二月一日農林省・

年十二月一日)から施行する。 この省令は、倉庫業法施行の日 運輸省令第二号) 抄 (昭和三十一

附 則 (昭和五三年七月五日農林省·運 輸省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五五年六月二七日農林水産

(施行期日) 省・運輸省令第二号)

する。 この省令は、昭和五十五年七月一日から施行 (経過措置)

1

号様式にかかわらず、なお従前の例による。 号及び第二号の規定並びに第二号様式及び第三 高に係る報告については、改正後の第三条第一 残高並びに倉荷証券の発行高、回収高及び流通 以前の倉庫の受寄物の入庫高、出庫高及び保管 水産業協同組合が提出する昭和五十五年六月

省·運輸省令第二号) (昭和五七年三月二四日農林水産

この省令は、公布の日から施行する。

省·運輸省令第一号) (平成元年七月二〇日農林水産

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一二年一月三一日農林水産

この省令は、平成十二年四月一日から施行す 省·運輸省令第一号)

省·運輸省令第二号) (平成一二年九月四日農林水産

2

成十三年一月六日)から施行する。

(平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平

この省令は、内閣法の一部を改正する法律

省·国土交通省令第一号)附 則 (平成一四年三日) 則 (平成一四年三月五日農林水産 | 第二号様式(第三条関係)

の施行の日(平成十四年四月一日)から施 この省令は、倉庫業法の一部を改正する

る。

産省・国土交通省令第五号)附 則 (平成一四年一二月 (平成一四年一二月二七日農

この省令は、平成十五年一月一日から施

省·国土交通省令第一号) 則 (平成一七年三月四日農林

七年三月七日)から施行する。 法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十 この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係

省·国土交通省令第五号) 則 (平成一七年七月一五日農林水産

成十七年七月十七日)から施行する。律(平成十七年法律第六十号)の施行 この省令は、森林組合法の一部を改正する法 (平成十七年法律第六十号)の施行の日 伞

省・国土交通省令第一号) 則 (平成二〇年三月二八日農林水産

この省令は、平成二十年四月一日から施行す

省・国土交通省令第二号) 則 (平成二八年一月二九日農林水産

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

する。

省・国土交通省令第一号) 則 (令和三年二月一九日農林水産

この省令は、令和三年四月一 日から施行す

第一号様式(第一条関係

第1条模式 (第1条回法)

21	M4000 M4000 M4000 M2)	(6.80 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	野宮内駅 料及び保	
		£ 5	江田 存積 模又	
			板 排 型 の	
			別 信 所 行 展 等	事業法名 班 起 地
			会容証 非契行 の別	
			類品の名誉す 経費す	
			持磁度 持磁度	
			100	
		工作者	図 「精造の数例」 対 鉄格コンタコ	二 保管室内部 二 保管室内部

	K Ě		行す		;	林水		行す	· 法 · 律	
第二号株式 (※)			rots	13.00.00	H.W.	x. #1±0	2.991	(de)		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
区 分数数金额		期 末 F我高		関中産品		対中本高		期 末 F我高		
2 11 2	数量 (12)	全額 (fil)	数量 (12)	全額 (fil)	数量 (12)	全額 (fil)	数量 (12)	全額 (fil)	W -5	
		$^{+}$		$^{+}$		+		+		
				Ħ		\blacksquare		П		
		\pm		Ш		\parallel		\pm		
(会 計)		$^{+}$		+		+		+		
付上7 3、発3	炎保険に て再掲す 寄物がá	付してい ること。 1次、きま	いないが 質等にJ	事物が.	1.保管		明水保育	F我高に1	5欄に括弧を 6期中入出車 5こと。	

第三号様式 (第三条関係)